

神奈川県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定要領  
(趣旨)

第1条 この要領は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号。以下「法」という。）第4条に定める持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定（以下「認定」という。）等に関し、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号。以下「施行規則」という。）に規定されるもののほか、必要な事項を定める。

(認定の申請等)

第2条 認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、導入計画認定申請書（第1号様式）以下「申請書」という。）に施行規則第2条に定める持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）及び補足資料を添付して、申請者の農地を管轄する地域県政総合センター所長又は横浜川崎地区農政事務所長（以下「所長」という。）に提出する。

なお、申請者は、販売を目的に生産を行う者に限る。

- 2 農業技術センター所長又は各地区事務所長（以下「農業技術センター所長等」という。）は、申請者が導入計画を作成するにあたり、事前に土壌診断を行う等、積極的に指導、助言を行うよう努める。
- 3 申請の受付は、年4回とし、受付期間は、次のとおりとする。

第1四半期分（6月認定）	4月1日～15日
第2四半期分（9月認定）	7月1日～15日
第3四半期分（12月認定）	10月1日～15日
第4四半期分（3月認定）	1月4日～19日

(導入計画の認定等)

第3条 所長は、申請書及び導入計画に申請者一覧表を添付して、受付期間翌月の1日までに環境農政局農政部長（以下「農政部長」という。）に進達する。

- 2 農政部長は、持続的農業生産方式導入計画認定審査会（以下「認定審査会」という。）を開催し、認定審査会で施行規則第4条に定める導入計画の認定基準に適合するか審査を行う。知事は、認定審査会の結果、導入計画が適当であると認めるときは、認定を行う。
- 3 知事は、導入計画の認定をしたときは、導入計画認定書（第2号様式）を所長を経由して申請者に交付する。
- 4 知事は、導入計画の認定をしたときは、所長を通じて申請者の承諾を得た上で、申請書に記載された内容の公開及びPRを積極的に行うものとする。
- 5 知事は、認定しないときは、申請結果通知書（様式第3号）により認定しない理由を付し、所長を経由して申請者に通知する。
- 6 農政部長は、申請結果を農業技術センター所長等に通知する。

(導入計画の変更及び再認定等)

第4条 前2条の規定は、法第5条第1項に定める導入計画の変更の認定について準用する。ただし、この場合導入計画認定申請書(第1号様式)に代えて、導入計画変更認定申請書(第4号様式)を用いる。

2 知事は導入計画の変更について認定をしたときは、導入計画変更認定書(第5号様式)を所長を経由して申請者に交付する。

3 変更認定を必要とする導入計画の事項は、作物別生産方式導入計画、生産方式の内容、堆肥等利用計画、機械・施設整備計画、資金調達計画及び農地の所在地とする。なお、変更の内容が軽微なものである場合は、変更申請の必要の有無について所長はその都度知事に協議する。

4 変更の認定をする場合、その認定期間は、変更前の認定の残存期間とする。

5 再認定を行う場合は、申請者は、新たな技術の導入又は既存の技術の変更等を伴う導入計画を作成することとする。再認定の申請は、認定期間が満了する日が含まれる四半期の直前の四半期の受付期間内に行うものとし、手続きは、前3条第1項から第6項に準じて行う。

なお、再認定の認定期間は、再認定前の認定期間終了日から5年とする。

(認定期間)

第5条 導入計画の認定期間は、認定した日から5年間とする。

(報告)

第6条 認定を受けた者は、所長を経由して、毎年4月末までに、知事に、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画実施状況報告書(第6号様式)により報告する。

(認定の取消)

第7条 知事は、次のときに法第5条第2項に基づいて当該認定を取り消すことができる。

ア 認定を受けた者が導入計画に従って持続性の高い農業生産方式の導入を行っていないと認めるとき

イ 前6条に定める報告がないとき

ただし、知事は、認定を受けた者で、報告がない者に対して、報告を促す通知をし、その通知後、1か月以内に報告がないときとする。

ウ 認定を受けた者から認定取消申出書(第7号様式)により申し出があったとき

エ その他、認定審査会で必要と認めるとき

2 知事は、認定を取り消したときは、認定取消通知書(第8号様式)により

取消の理由を付し、所長を経由して認定を受けた者に通知し、認定書の返還を求める。

- 3 農政部長は、認定を取り消したときは、農業技術センター所長等に通知する。

(その他)

#### 第8条

- 1 認定を受けた者は、GAP（農業生産工程管理）の導入に努めるものとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、認定等に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成11年10月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年7月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年1月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

ただし、この要領の施行前に認定されたものについては、従前の要領によることとし、平成25年度第1四半期認定から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月28日から施行する。

なお、平成28年度第1四半期認定については、従前の要領によることとし、平成28年度第2四半期認定から適用する。ただし、様式3及び8については、その限りではない。